は保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　略］

十一　［略］

［7～9　略］

10　法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一・二　略］

三　信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項第一号の二、第二号、第三号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第三十九条第一項第一号、第二号の二、第六号又は第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

11　［略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［略］

2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第三十八号において「保険媒介業務」という。）

［十一～三十五　略］

三十六　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第十号、第十号の二及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

三十七　［略］

三十八　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

［三十九～五十　略］

［3～8　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

は保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　同上］

十一　［同上］

［7～9　同上］

10　［同上］

［一・二　同上］

三　信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項第一号の二から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第三十九条第一項第一号、第六号又は第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

11　［同上］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［同上］

2　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

［十一～三十五　同上］

三十六　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第十号及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

三十七　［同上］

三十八　保険募集を行う者の教育を行う業務

［三十九～五十　同上］

［3～8　同上］